

阿見町議会会議録

平成22年第1回臨時会

(平成22年4月7日)

阿見町議会

平成22年第1回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	1
◎第1号(4月7日)	3
○出席, 欠席議員	3
○出席説明員及び会議書記	3
○議事日程第1号	5
○開 会	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・諸般の報告	6
・議案第32号から議案第37号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	7
・人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(上程, 採決)	13
・議長辞職の件	14
・議長選挙	15
・議席の変更の件	17
・副議長辞職の件	18
・副議長選挙	19
・常任委員会委員の改選	21
・常任委員会の委員長, 副委員長の互選結果報告	22
・議会運営委員会委員の改選	23
・議案第38号(上程, 説明, 採決)	23
○閉 会	24

第 1 回 臨 時 会

阿見町告示第68号

平成22年第1回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年4月2日

阿見町長 天 田 富司男

1 期 日 平成22年4月7日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について）
- (2) 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））
- (3) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）
- (4) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）
- (5) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）
- (6) 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度阿見町一般会計補正予算（第1号））
- (7) 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について
- (8) 阿見町行政組織条例の一部改正について
- (9) 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第2号）
- (10) 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- (11) 阿見町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- (12) 阿見町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- (13) 阿見町議会常任委員会委員の改選について
- (14) 阿見町議会運営委員会委員の改選について

第 1 号

[4 月 7 日]

平成22年第1回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

平成22年4月7日（第1日）

○出席議員

1番	諏訪原	実	君
2番	久保谷	充	君
3番	川畑	秀慈	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	柴原	成一	君
7番	浅野	栄子	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	平岡	博	君
10番	久保谷	実	君
11番	吉田	憲市	君
12番	石井	早苗	君
13番	小松沢	秀幸	君
14番	倉持	松雄	君
15番	大野	孝志	君
16番	櫛田	豊	君
17番	佐藤	幸明	君
18番	細田	正幸	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田	富司男	君		
教	育	長	青山	壽々子	君	
消	防	長	瀬尾	房雄	君	
総	務	部	長	坪田	匡弘	君

民 生 部 長	横 田 健 一 君
生 活 産 業 部 長	川 村 忠 男 君
都 市 整 備 部 長	横 田 充 新 君
教 育 次 長	竿 留 一 美 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	宮 本 寛 則 君
総 務 課 長	篠 原 尚 彦 君
企 画 財 政 課 長	篠 崎 慎 一 君
税 務 課 長	野 口 静 男 君
国 保 年 金 課 長	吉 田 衛 君
農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 芳 夫 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 口 勝 美
書 記	大 竹 久

平成22年第1回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

平成22年4月7日 午後2時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について）

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度阿見町一般会計補正予算（第1号））

日程第5 阿見町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

阿見町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第1 議長辞職の件について

追加日程第2 議長選挙

追加日程第3 議席の変更の件

追加日程第4 副議長辞職の件について

追加日程第5 副議長選挙

日程第6 阿見町議会常任委員会委員の改選について

日程第7 阿見町議会運営委員会委員の改選について

日程第8 議案第38号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて

午後 2時00分開会

○議長（諏訪原実君） 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから、平成22年第1回阿見町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承を願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（諏訪原実君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

10番 久保谷 実 君

11番 吉 田 憲 市 君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

諸般の報告

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。今臨時会に提出された案件は、町長提出議案第32号から議案第38号の7件であります。

次に、監査委員から平成22年2月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告をいたします。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求める者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

ここで、町長就任の初議会であり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長天田富司男君、登壇を願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 平成22年第1回臨時会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、過般の阿見町町長選挙におきまして、皆様方を初め町民各位の温かい御支援を賜り、不肖私が、今後4年間、阿見町政の執行に当たることになりました。本町にとりまして重要課題が山積しておりますときにその任に当たりますことは、身に余る光栄でありますとともに、改めてその責任の重大さを痛感しております。

今後は、この私に課せられました重責を果たすために、全力を挙げてまいる所存であります。どうか、議員各位におかれましては、今後の町政運営におきまして、絶大なる御支援、御鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

本日は、私にとりまして初めての臨時議会を召集しましたところ、議員各位には何かと御多用中にもかかわらず、全員そろっての御出席をいただき、厚く厚く御礼を申し上げます。

さて、当町は当面する行政課題が数多くありますが、これらに対しましては、町民の意向を十分に反映させることを心がけつつ、誠意をもって積極的な姿勢で問題解決に当たっていきたいと考えております。

なお、具体的な施策などにつきましては、次の定例会におきまして町政運営方針としてお示ししたいと考えておりますので、今しばらく御猶予賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で諸般の報告を終わります。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について）

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度阿見町一般会計補正予算（第1号））

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第4、議案第32号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について）、議案第33号、専決処分の承認を求めることについて（平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））、議案第34号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）、議案第35号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）、議案第36号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）、議案第37号、専決処分の承認を求めることについて（平成22年度阿見町一般会計補正予算（第1号））、以上6件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、御説明申し上げます。

まず初めに、議案第32号の専決処分の承認を求める、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして申し上げます。

本案は、地方公務員法第3条第3項第3号に記された非常勤特別職としての参与を4月1日から委嘱するために、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を3月24日に専決いたしました。今臨時会に上程し、承認を求めるものであります。

次に、議案第33号の専決処分の承認を求める、平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）につきまして申し上げます。

本案は、既定の予算額に32万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4億3,086万9,000円とするものであります。

その内容としましては、歳入で実穀上長地区農業集落排水事業推進交付金、歳出で農業集落排水事業債減債基金積立金に補正が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

次に、議案第34号、第35号及び第36号の専決処分の承認を求める、阿見町税条例の一部改正、阿見町都市計画税条例の一部改正及び阿見町国民健康保険税条例の一部改正につきまして申し

上げます。

平成22年度の地方税法の一部を改正する法律が国会で本年3月24日可決成立されたことを受け、町におきましても、町税条例、町都市計画税条例及び町国民健康保険税条例について当該改正を反映したものを4月1日より施行するため、3月31日をもって専決処分を行ったものがあります。

まず、議案第34号の町税条例の主な改正内容としましては、個人町民税関係では、扶養控除見直しにおいて扶養親族情報収集のための申告書の提出規定を創設、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置が創設されたものであります。

町たばこ税関係においては、たばこ税の税率の引き上げに伴う改正であります。

次に、議案第35号の町都市計画税の改正内容は、地方税法の改正に伴う引用条項の整理を行ったものであります。

次に、議案第36号、町国民健康保険税条例の主な改正内容としましては、中間所得層への配慮など、被保険者間の税負担の公平を図る観点から、国民健康保険税における基礎課税額の賦課限度額47万円を50万円に、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額12万円を13万円にそれぞれ引き上げたものであります。

また、倒産、解雇等の事業主の都合や雇用期間満了などにより離職し失業した人の負担軽減を図るため、国民健康保険税の所得割額の算定基礎となる前年の給与所得を100分の30とする軽減特例措置を創設したものであります。

次に、議案第37号の専決処分の承認を求める、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

本案は、既定の予算額に501万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ127億1,201万9,000円とするものであります。

その内容としましては、非常勤特別職である参与を設置するに当たり、歳入で前年度繰越金、歳出では参与の報酬及び費用弁償の新規計上について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。質疑はありませんか。

8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） この32号ですね、条例の制定の目的と、それから参与の役割は何なん

でしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答え申し上げます。

非常勤特別職の職員、参与ということでございます。全員協議会で御説明してございますけれども、現在のところは町長の補佐をする、いろいろ政策等のアドバイスをするという役割でございます。組織の中では、現在のところ秘書課付ということで位置づけしてございます。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 町長の補佐、秘書課所属ということですが、町長の補佐、専決処分をしなければならないほど急ぐ理由があったのでしょうか。あったら、その理由をお願いします。

○議長（諏訪原実君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えいたします。

先日の全員協議会で行政組織の一部の改正、それに伴う職員の配置等を御説明したかと思えます。その組織ができればですね、その組織の中に入って、その組織、具体的には地域戦略室ができれば、その中の仕事と合わせて町長の政策アドバイスを行うということで考えておりましたけれども、その組織の一部改正がまだ、今回御理解を得られないということで、今回は見送りいたしましたので、当分の間は秘書課付で、先ほど申し上げました職務を行うということでございます。

○議長（諏訪原実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） いずれにしても、専決処分ですから、組織の改正は今のところはないんでね、専決処分ということで先取りをした形ということなんですよ。その点で理解してよろしいでしょうか。

○議長（諏訪原実君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えいたします。

議会にお諮りしましてきちんと位置づけするもの、組織の一部改正等はですね、お諮りいたしまして条例を改正して位置づけするものと、できれば早く非常勤の場合は位置づけをしまして、そのもろもろの準備等を行うということも含めまして、ちょっと先に専決で行ったということでございます。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありませんか。

16番櫛田豊君。

○16番（櫛田豊君） その専決処分なんですが、執行部にちょっと聞きたいんですが、専決

処分という項目の中で、人事案件も今までの中で、これまでの中であったのかなかったのか確認をしたいと思います。

○議長（諏訪原実君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

記憶するところでは、こういった非常勤特別職等の位置づけですか、条例の改正は今までございませんでした。主に急いで支払わなければいけない賠償金の件とかですね、そういったものが専決処分の主なものだったと思います。

○議長（諏訪原実君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今回の専決処分。やはり私の6つの改革と18の公約という形の中でですね、これをどうしても遂行していかなければならない。そういう面では、確かに戦略室という室をつくり上げていきたいというのは私の思いです。しかし、今それが、今の状況ではなかなかまだ皆さんに御理解をいただけない。そういう中で、やはり参与をつくるということは、やっぱり政策アドバイザーとしてですね、この政策の立案を私と一緒にしていく、秘書課の中でしていくという位置づけをしております。どうか御理解いただきたいと思います。

○議長（諏訪原実君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第32号から議案第37号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は、日程第4のうち、議案第32号、議案第34号、議案第37号について反対討論をしたいと思います。

議案第32号は、今、町長が説明したように、戦略室の要員として採用したと、しかし戦略室の設置については理解されないということで、今回、全協では説明しましたが、議案としては見送りと。この新しく参与で非常勤でやると、給与については20万円というふうに提案されております。私は、本来の順序でいえば、地域戦略室の要員として参与として専決処分をしたということですので、本来ならば、まず地域戦略室があって、それが決まって参与として雇うと、そういう条例をつくるのが筋だというふうに思います。

今、総務部長から答弁ありましたように、今まで人事の面で専決処分をしたのはないと。私も人事面ではなかったなというふうに思っておりますけれども、そういう点については、やっぱりルールは大事にすべきだというふうに思います。そういう件で32号については反対をいた

します。

それから、議案第34号、これは阿見町税条例の一部改正についてですけれども、今回は、扶養控除の調査をするために申告書の提出規定を創設ということですが、これは説明にありますように、平成24年度より扶養控除33万円を廃止すると、それから16歳以上19歳未満の特定扶養親族にかかわる扶養控除の上乗せ分12万円を廃止して33万円とすると。これは、今民主党政権がやっている子ども手当の面で支給すると。こちらで逆に33万円を廃止されると、せっかく子ども手当をもらっても逆に増税になるという例もあるわけですね。そういうことからして、ちょっとつじつまが合わないので反対をいたします。

それから、最後の議案第37号ですけれども、これは22年度阿見町一般会計補正予算、この中には参与の給与が入っているわけでございます。32号と37号は一体だというふうに思いますので、これについても反対をいたします。

以上3件について、反対討論をしました。以上です。

○議長（諏訪原実君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第32号から議案第37号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第32号を採決します。議案第32号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり承認することに賛成の諸君は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（諏訪原実君） 起立少数であります。

よって議案第32号は、承認しないことに決しました。

次に、議案第33号を採決します。議案第33号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第33号は、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第34号を採決します。議案第34号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり承認することに賛成の諸君は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（諏訪原実君） 起立多数であります。

よって議案第34号は、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第35号を採決します。議案第35号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第35号は、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第36号を採決します。議案第36号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第36号は、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第37号を採決します。議案第37号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり承認することに賛成の諸君は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（諏訪原実君） 起立少数であります。

よって議案第37号は、承認しないことに決しました。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第5、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上2件を一括議題とします。

本案については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長より人権擁護委員の推薦に当たり議会の意見を求めたものであり、内容はお手元に配付しました資料のとおりです。

人権擁護委員の選任は、選挙権を有する住民のうち人権擁護に深い理解のある者の中から議会の同意を得て町長が候補者を推薦し、法務大臣が任命することになっており、任期は3年です。

お諮りいたします。本案2件について質疑、委員会の付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより採決いたします。本案2件は、原案どおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって本案2件は、原案どおり適任とすることに決しました。

議長辞職の件について

○議長（諏訪原実君） ここで、本席を副議長と交代したいと思います。よろしくお願ひします。

では副議長、よろしくお願ひします。

〔副議長藤井孝幸君着席〕

○副議長（藤井孝幸君） 暫時、議長の席に座らせていただきます。

ただいま、議長諏訪原実君より議長の辞職願が提出をされました。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加の上、直ちに議題にすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤井孝幸君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより、追加日程第1、議長辞職の件についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となります1番諏訪原実君の退席を求めます。

〔1番諏訪原実君退場〕

○副議長（藤井孝幸君） ここで、事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（小口勝美君） それでは、朗読いたします。

辞職願

今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成22年4月7日

阿見町議会副議長 藤井孝幸 殿

阿見町議会議長 諏訪原 実

以上でございます。

○副議長（藤井孝幸君） 議長辞職の朗読は終わりましたが、お諮りいたします。1番諏訪原実君の議長辞職について、許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤井孝幸君） 御異議なしと認め、1番諏訪原実君の議長辞職を許可することに決しました。

諏訪原実君の入場を許します。

〔1番諏訪原実君入場〕

○副議長（藤井孝幸君） ここで、諏訪原実君よりごあいさつがございます。諏訪原実君、登壇願います。

〔1番諏訪原実君登壇〕

○1番（諏訪原実君） 皆さんにお礼を申し上げます。2年間、本当に皆様方の御支援、御協力によりまして、自分なりにも一生懸命頑張ってきましたが、本当に皆さんのおかげであります。心から感謝を申し上げるところでございます。本当にありがとうございました。

これからも一議員として、皆さんと一所懸命頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

どうも皆さん、ありがとうございました。

議長選挙

○副議長（藤井孝幸君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長選挙の件を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思えます。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤井孝幸君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより、追加日程第2、議長選挙を行います。

立候補される方はおられますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤井孝幸君） 立候補される方がおられますので、所信表明をお願いいたします。佐藤幸明君、登壇願います。

〔17番佐藤幸明君登壇〕

○17番（佐藤幸明君） 議長選挙の立候補に当たりまして、その前に一言ですね、一応申し上げます。天田町長、過般の町長選におかれまして、当選まことにおめでとうございます。三つどもえの中で見事当選され、町民のための町政を期待いたすところでございます。頑張ってください。

それでは、議長選挙の立候補に当たり、決意を述べさせていただきます。

22年間、町民の代表として渾身の努力をいたし、町の発展、町政の拡大、町民の福祉の向上、生活環境の整備等に議会の皆様とともに議論を重ね、活躍することができました。皆様と同じ思い、同じ願いの証左であり、皆様とともにすばらしい町になりつつあることが喜ばしく感じます。阿見町がさらに、さらに、多くの意味でよい町にするために、皆様とともに議員としてそしてまた議会の役割を果たしていきたいと思っております。

役割と申しますと、議会のチェック機能があります。執行部の政策実施の方法、予算決算等について、議員の皆様と慎重に議論を重ね、チェックし、不明な部分は執行部に納得できるまで説明を求めて答えを出していきたいと考えております。

議長の重責を担うことができたなら、議員の皆様とよく相談をし、円滑なる議会運営に努力を重ねてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

よろしくお願いを申し上げます。

○副議長（藤井孝幸君） では、再度確認させていただきます。ほかに立候補者はございませんか。

それでは、お諮りします。立候補者が1人でございますので、ただいま立候補された佐藤幸明君を議長当選人と決めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤井孝幸君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいま議長に当選されました17番佐藤幸明君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

ここで、17番佐藤幸明君よりごあいさつがございます。佐藤幸明君、登壇願います。

〔議長佐藤幸明君登壇〕

○議長（佐藤幸明君） このような形での重責を担うことができました。先ほども申し上げましたように、皆様と多くの意見を交換して、そのような中で意見を集約し、ともにすばらしい阿見町づくりに努力してまいりたいと考えております。変わらぬ御協力、御指導のほどを心よ

りお願い申し上げる次第でございます。

議長として、天田町長に一言申し上げます。

我々議員もですね、町民の代表としてここに18名おるわけでございます。そしてまた、過般の選挙で、町民から町長に一番ふさわしいという形で天田町長が誕生したわけでございます。私どももですね、天田町長のマニフェストもよく見てはおります。それだけではわからない部分も数多くあるわけでございます。そういう中で、マニフェストを実施するに当たりまして、議会に十分なる説明をしていただきたい。いや、もっと適切な言葉があります。十二分なる説明をしていただきたい。そうお願いを申し上げまして、皆さん方に感謝の心を込めまして、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（藤井孝幸君） では、本席を議長と交代いたします。

御協力ありがとうございました。

〔議長佐藤幸明君着席〕

議席の変更の件

○議長（佐藤幸明君） ここで、議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更を日程に追加したいと思います。

議席のネームプレートを倒してください。

事務局長に議席を朗読させます。

○事務局長（小口勝美君） それでは、新しい議席を読み上げます。よろしく申し上げます。

1番佐藤幸明議員、2番平岡博議員、3番川畑秀慈議員、4番難波千香子議員、5番紙井和美議員、6番久保谷充議員、7番石井早苗議員、8番柴原成一議員、9番浅野栄子議員、10番藤井孝幸議員、11番久保谷実議員、12番吉田憲市議員、13番小松沢秀幸議員、14番倉持松雄議員、15番大野孝志議員、16番櫛田豊議員、17番諏訪原実議員、18番細田正幸議員。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 以上のように議席を変更したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、議席を御移動願います。

〔議席移動〕

○議長（佐藤幸明君） それではここで暫時休憩といたします。会議の再開は15時ちょうどと

いたします。

午後 2時46分休憩

午後 3時00分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副議長辞職の件について

○議長（佐藤幸明君） ただいま、副議長藤井孝幸君より副議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加の上、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより、追加日程第4、副議長辞職の件についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となる10番藤井孝幸君の退席を求めます。

〔10番藤井孝幸君退場〕

○議長（佐藤幸明君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（小口勝美君） 朗読いたします。

辞職願

今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成22年4月7日

阿見町議会議長 佐藤幸明 殿

阿見町議会副議長 藤井孝幸

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） お諮りいたします。10番藤井孝幸君の副議長辞職について、許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、10番藤井孝幸君の副議長辞職を許可することに決しました。

藤井孝幸君の入場を許します。

〔10番藤井孝幸君入場〕

○議長（佐藤幸明君） ここで、藤井孝幸君よりごあいさつがございます。藤井孝幸君、登壇

願います。

〔10番藤井孝幸君登壇〕

○10番（藤井孝幸君） 皆様には、短い、大変短い期間でしたけれども、副議長という職を全うできたかどうかは私もわかりませんが、自分なりに精いっぱいやったつもりでございます。本当に皆様方の御協力を感謝をいたします。本当にありがとうございました。

副議長選挙

○議長（佐藤幸明君） ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長選挙の件を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより、追加日程第5、副議長選挙を行います。

立候補される方はおられますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 立候補される方が2人おられますので、順次所信表明をお願いいたします。

初めに、8番柴原成一君、登壇願います。

〔8番柴原成一君登壇〕

○8番（柴原成一君） 皆さん、こんにちは。町会議員とは何か。議会のホームページには、こう書いてあります。本来、町の大事なことを決めるには、町民全員が集まって会議を開くことが理想なのですが、物理的に無理なので、町民の代表を決めて大事なことを決定します。こう書いてあります。私たち議員は、町の方向性を決めたり、町政をチェックしたりすることが最大の仕事です。議員個人個人、また議員が一団となって取り組まなければならないと思っています。

町長選挙も終わり、まだ何かぎすぎすした雰囲気が残っているのかなと思っているのは私だけかもしれませんが、そこで、私は、和をもって議員間の調整のため頑張りたいと思います。派閥とか会派とかではなく、政策で皆さんの調整をしたい、そして議長の補佐をしたい、そういうふうに思っています。和をもって議員間の調整を行いたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 次に、10番藤井孝幸君、登壇願います。

〔10番藤井孝幸君登壇〕

○10番（藤井孝幸君） 再び副議長に立候補する決心をいたしました。ここに至るまでは紆余曲折、ここに立つじくじたる思いもあります。しかしながら、私、この席に立った以上は、副議長ということについて十二分に考え、これから行動していくつもりでございます。

まず、副議長の役割といいますのは、議長を最大限に補佐するというにあらうかと思えます。そういう意味で、執行部と議会は車の両輪で、ブレーキ、ハンドルがついた車の両輪であらうと思えます。時にはブレーキをかけながら、時には同じ回転数で左右を回りながら、時にはスピード感をもって早く回るといったようなことが必要でなかろうかと思えます。そういう意味で、私は議長を最大限に補佐しながら、執行部と適度な緊張感を保ちながら、議会運営になりますよう議長を補佐するつもりでおります。皆様方の絶大なる御支援をお願いをいたします。終わります。

○議長（佐藤幸明君） ほかに立候補される方はおられますか。

それでは、以上で所信表明は終わりました。

選挙は投票により行います。議場を閉鎖します。

〔書記、議場閉鎖〕

○議長（佐藤幸明君） ただいまの出席議員は18名であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に

13番 小松沢 秀 幸 君

14番 倉 持 松 雄 君

15番 大 野 孝 志 君

以上3名を指名したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

投票用紙を配付させます。

〔書記、投票用紙配付〕

○議長（佐藤幸明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記、投票箱を改める〕

○議長（佐藤幸明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

○事務局長（小口勝美君） それでは、読み上げます。

〔事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

○議長（佐藤幸明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。

13番小松沢秀幸君、14番倉持松雄君、15番大野孝志君、立ち会い願います。

〔立ち会いの上、開票〕

○議長（佐藤幸明君） 選挙の結果を報告いたします。投票総数18票、有効投票17票、無効投票1票。有効投票中、8番柴原成一君8票、10番藤井孝幸君9票。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票でありますので、藤井孝幸君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔書記、議場開鎖〕

○議長（佐藤幸明君） ただいま、副議長に当選されました藤井孝幸君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

ここで、藤井孝幸君よりごあいさつがございます。藤井孝幸君、登壇願います。

〔副議長藤井孝幸君登壇〕

○副議長（藤井孝幸君） 非常に拮抗した得票でございました。この重みを十二分に考えながら、議長を補佐していきたいと思っております。引き続き、皆様方、よろしくお願いを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） それでは、ここで暫時休憩といたします。議員各位におかれましては、全員協議会室へ御移動願います。

午後 3時26分休憩

午後 4時15分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

常任委員会委員の改選

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第6、常任委員会委員の改選を行います。

本件につきましては、委員会条例第5条第1項の規定によりそれぞれ指名いたします。
事務局長に朗読させます。

○事務局長（小口勝美君） はい、それでは朗読いたします。

総務常任委員会、諏訪原実議員、佐藤幸明議員、櫛田豊議員、石井早苗議員、久保谷充議員、川畑秀慈議員。

民生教育常任委員会、倉持松雄議員、小松沢秀幸議員、久保谷実議員、浅野栄子議員、紙井和美議員、藤井孝幸議員。

産業建設常任委員会、細田正幸議員、大野孝志議員、吉田憲市議員、柴原成一議員、難波千香子議員、平岡博議員。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） お諮りいたします。ただいまの朗読どおり指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。議員各位においては、全員協議会室へ御移動願います。

午後 4時17分休憩

午後 4時41分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、本日の会議時間は阿見町議会会議規則第9条第2項の規定によりまして、あらかじめ延長いたします。

常任委員会の委員長、副委員長の互選結果報告

○議長（佐藤幸明君） 常任委員会の委員長、副委員長の互選結果の報告を行います。
事務局長に報告させます。

○事務局長（小口勝美君） はい、報告いたします。

総務常任委員会、委員長川畑秀慈議員、副委員長久保谷充議員。

民生教育常任委員会、委員長浅野栄子議員、副委員長紙井和美議員。

産業建設常任委員会、委員長柴原成一議員、副委員長難波千香子議員。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で常任委員会委員の改選を終わります。

議会運営委員会委員の改選

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第7、議会運営委員会委員の改選を行います。

本件につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により指名いたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（小口勝美君） はい、朗読いたします。

議会運営委員会委員，諏訪原実議員，小松沢秀幸議員，久保谷実議員，細田正幸議員，紙井和美議員，藤井孝幸議員。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） お諮りいたします。ただいまの朗読どおり指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後 4時43分休憩

午後 4時51分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の委員長，副委員長の互選結果報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（小口勝美君） はい、報告いたします。

議会運営委員会委員長諏訪原実議員，副委員長細田正幸議員。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で議会運営委員会委員の改選を終わります。

議案第38号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第8、議案第38号、阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第38号の阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについての提案理由について申し上げます。

議会議員から選任しておりました久保谷実氏から辞職の申し出があり、これを承認しましたので、議会選出監査委員が欠員となっております。つきましては、次期の監査委員として倉持松雄氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものがあります。慎重審議の上、同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となる14番倉持松雄君の退席を求めます。

〔14番倉持松雄君退場〕

○議長（佐藤幸明君） 本件につきましては、質疑、委員会の付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより、採決いたします。本案は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。よって議案第38号は、原案どおり同意することに決しました。

ここで、14番倉持松雄君の除斥を解き、入場を許します。

〔14番倉持松雄君入場〕

○議長（佐藤幸明君） 以上で、本臨時会に予定されました日程はすべて終了しました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、発言を許します。

○町長（天田富司男君） 第1回の臨時会、皆さん本当に御苦労さまでございます。私も最初の臨時会ということで、非常に緊張し、いろんな面で勉強させていただきました。今後とも、皆様のお力をいただき、町政発展のために一生懸命やらせていただきたいと思います。

議員各位には、本当に今日は御苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（佐藤幸明君） これをもちまして、平成22年第1回阿見町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時55分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 佐 藤 幸 明

前 議 長 諏訪原 実

前 副 議 長 藤 井 孝 幸

署 名 員 久保谷 実

署 名 員 吉 田 憲 市